

第 1 章 計画策定の趣旨

1 背景と目的

富士見公園は、昭和 11（1936）年に都市計画決定し、昭和 15（1940）年に供用開始された本市で最初に誕生した都市公園であり、野球場、テニスコート等の運動施設や、駐車場や遊具、広場の整備等を行い、古くから市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として親しまれてきました。

一方、富士見公園は公園本来の緑地や広場が少なく、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化が求められています。

これらの課題を解決するため、本市では、令和 2（2020）年 2 月に富士見公園を含む周辺地区を対象に「富士見周辺地区整備推進計画」を策定し、課題解決に向けた整備を推進してきました。そして、富士見公園の再編整備に向けた基本的な考え方や、具体的な整備内容、整備の進め方等について明らかにすることを目的として、富士見公園再編整備基本計画（以下、「本計画」という。）を定めます。

なお、再編整備にあたっては、民間活用（川崎版 PPP）推進方針（令和 2（2020）年）やパークマネジメント推進方針（令和 3（2021）年）に基づき、民間活力の導入を視野に入れ、民間事業者等が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした再編整備を進めていきます。



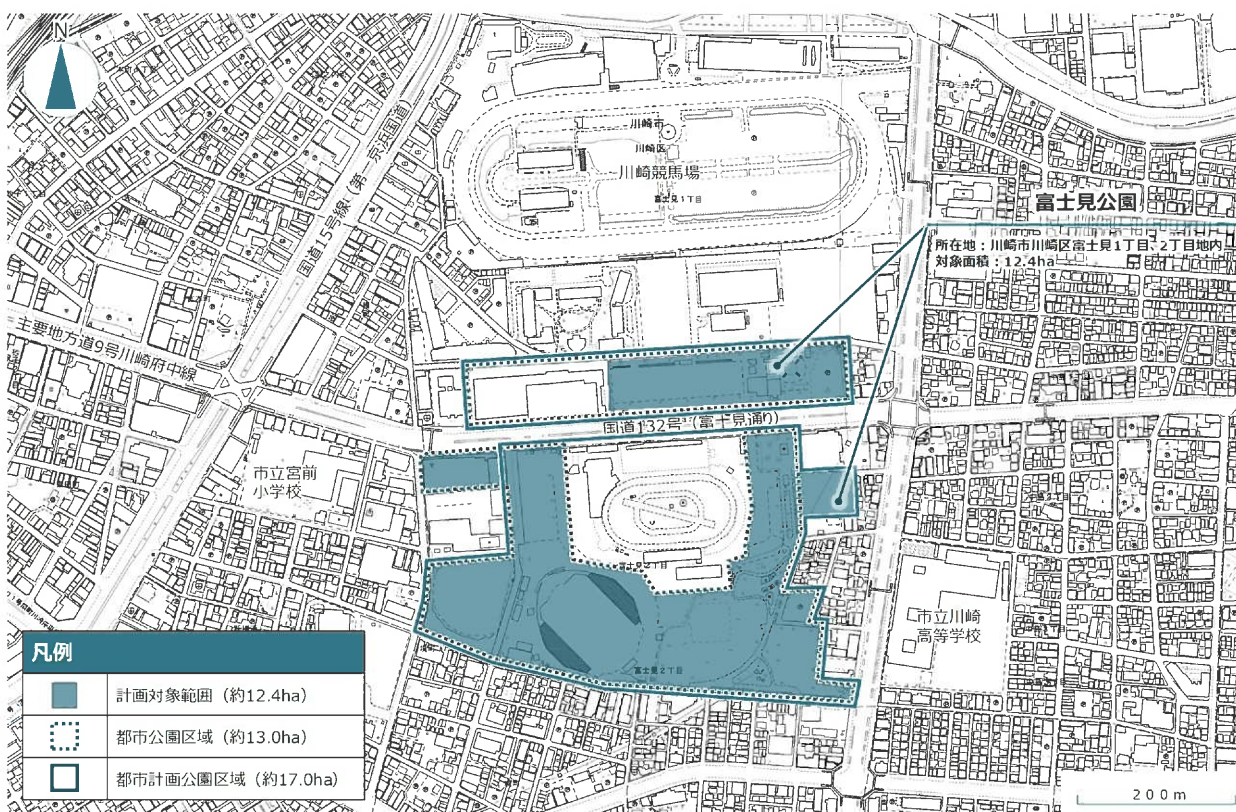
富士見公園の現況

2 対象範囲

本計画の対象範囲は、都市公園区域から既に整備を終えたスポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）を除き、富士見中学校の暫定グラウンドとして使用してきた労働会館南側民有地を含めた約 12.4ha（下図参照）とします。なお、競輪場については川崎競輪場再整備基本計画に基づき第 1 段階のコンパクト化整備が完了していることから、対象には含めていません。

富士見公園の概要

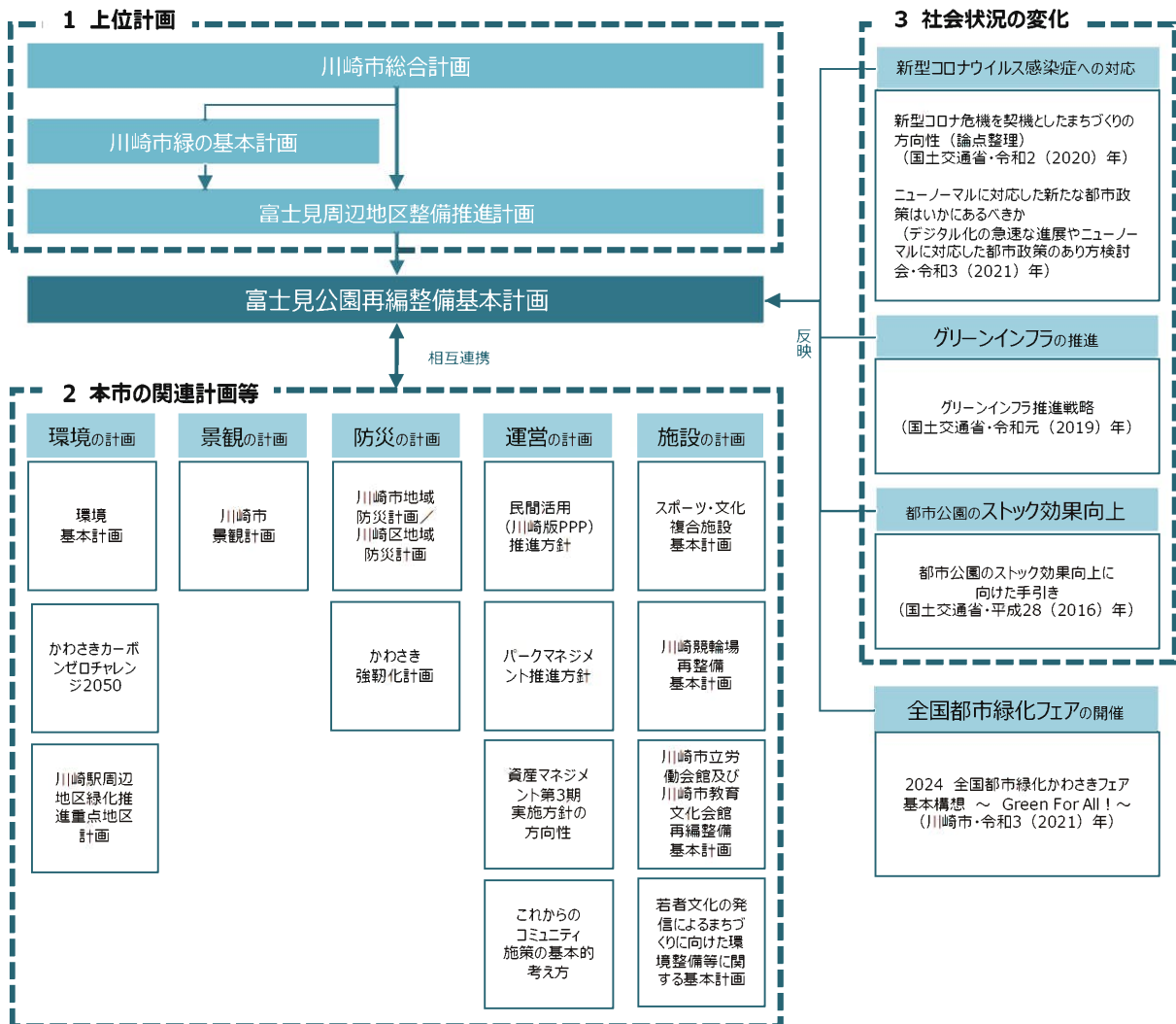
公園名称	富士見公園
公園種別	総合公園
所在地	川崎市川崎区富士見1丁目、2丁目地内
計画対象面積	12.4ha（都市計画決定面積：約17ha、都市公園面積：約13ha）
設置年月日	昭和15（1935）年5月1日
都市計画法上の規制等	用途地域：商業地域 / 建蔽率：80% / 容積率：200%
公園施設の設置基準	建蔽率：2%+10%（休養施設・運動施設・教養施設等）
防災機能	広域避難場所



計画対象範囲図

3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である本市の都市像や基本目標、基本政策を定めた「川崎市総合計画」や、本市の緑地の保全や緑化の推進等について定めた「川崎市緑の基本計画」、富士見公園の整備の方向性が定められた「富士見周辺地区整備推進計画」などを踏まえるとともに、環境、景観、防災、運営、施設の各視点から、本市の 14 の関連計画との整合に加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会状況の変化等を考慮し、構築していきます。



計画の位置づけ

4 上位計画・関連計画等の整理

4-1 上位計画の整理

(1) 川崎市緑の基本計画（川崎市・平成 30（2018）年）

本市では、平成 7（1995）年 10 月に「川崎市緑の基本計画（かわさき緑の 30 プラン）」を策定し、平成 20（2008）年 3 月には変化する社会状況等に的確に対応するため「川崎市緑の基本計画」を改定しています。そして、これまでに進めてきた市民協働による緑の創出・保全などの取組を踏まえながら、市民や民間企業等多様な主体との協働・連携により、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指し、「川崎市緑の基本計画」を平成 30（2018）年 3 月に改定しました。

当該計画では、「多様な機能を備えたみどり拠点による生き活きとした都市形成」の中で、総合公園の位置づけを記載している他、「公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト」において総合公園の役割を記載しています。また、区別方針の川崎区では、富士見公園に求める機能として、「富士見公園の再整備と防災機能の強化」及び「富士見公園を拠点としたまちづくりの展開」を掲げています。

多様な機能を備えたみどり拠点による生き活きとした都市形成

総合公園等

・大規模な公園等は、市域における緑と水のネットワークを形成する上で重要であり、広域的結節拠点として位置付けます。

公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト

総合公園

・民間活力を活用した、既往の考え方にとらわれない柔軟な発想・手法により、公園を核としたまちづくりを進めます。
・市民のみならず、他都市からの利用も視野に入れ、大規模公園としての魅力ある多様な機能を高めます。

区別方針 - 川崎区

富士見公園の再整備と防災機能の強化

・都心における総合公園である「富士見公園」の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。
・復旧・復興段階における物資の供給や救援活動の拠点となっていることから、防災機能の強化に資する整備を推進します。

富士見公園を拠点としたまちづくりの展開

民間企業及びまちづくりの取組を担う組織・団体と連携して、まちの賑わい創出に寄与する公園として、富士見公園の整備・管理運営・活用を進めていきます。

川崎市緑の基本計画における富士見公園に関する主な記載事項

(2) 富士見周辺地区整備推進計画（川崎市・令和 2（2020）年）

本市では、富士見周辺地区の課題解決に向けた具体的な道筋を示すものとして平成 20（2008）年 3 月に「富士見周辺地区整備基本計画」をとりまとめました。

その後、平成 22（2010）年 3 月に「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）」、平成 23（2011）年 3 月に「富士見周辺地区整備実施計画」、平成 30（2018）年 3 月に「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」をとりまとめ、これまでの「富士見周辺地区整備基本計画」～「富士見周辺地区整備実施計画」までの内容を統合・再整理するとともに、今後の再編整備の方針と概ね 10 年のスケジュール等について、「富士見周辺地区整備推進計画」（以下、「推進計画」という。）として策定しました。

当該計画では、整備目標として、「富士見公園の再生」、「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」を定めており、これらの目標を達成するための基本的な考え方、整備方針等を位置づけています。

整備推進の基本的な考え方

将来像 緑、活気、憩い、ふれあいのある、
都心のオアシス・富士見公園

【整備目標①】 富士見公園の再生

【整備目標②】 スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

～整備の基本方針～

<整備方針>

- 緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出を図る。
- 海への軸・多摩川への軸をつなぐ緑の拠点にふさわしい景観の創出を図るとともに、地域全体の回遊性の確保にも配慮した一体的な空間の創出を図る。
- 開放的で緑豊かな空間の創出を図る。
- 快適に散策できる、回遊性の高い歩行空間の創出を図る。
- 可能な限り公園区域を拡大し、安全でゆとりのある緑のオープンスペースの創出を図り、公園機能の向上に努める。
- 施設と公園とが一体となった、賑わい機能の創出を図る。

<富士見公園の再生に向けたゾーニングの考え方>

- 交流の場となるエントランスゾーン
- 緑豊かなスポーツ活動ゾーン
- 緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン
- 活気あふれるレジャー・多目的ゾーン
- 立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン
- 海への軸、多摩川への軸



富士見周辺地区整備推進計画における整備推進の基本的な考え方

■計画対象地域の整備の進め方

1 緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出

老朽化した市民利用施設等公共施設の再整備やコンパクト化、多目的化等により、富士見公園の拠点性にふさわしい多様な機能の充実を図るとともに、緑地・広場の確保など、公園としての本来の機能の増進を図り、市民が憩い、活動できる空間として、エントランスゾーンをはじめとする緑地・広場の整備を推進します。

2 緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出

「緑の基本計画」における、多様な機能を備えたみどり拠点としての緑の核を形成するため、新たな広場の確保や施設の整備と合わせた良好な緑の空間を創出し、都心における総合公園として魅力ある一体的な空間を創出するとともに、量感のあるまとまった緑の導入や緑の拠点にふさわしい景観の整備を推進します。

3 開放的で緑豊かな空間の創出

公園利用者や周辺住民にとってオープンで開放性のある緑豊かな公園として、多くの市民が集い、文化、スポーツ、レクリエーション等による交流を通じて、多世代の人々がふれあえる活気あふれる活動の拠点形成に向けた整備を推進します。

4 回遊性の高い歩行空間の創出

公園としての本来の機能の増進を図り、広場空間と施設が一体となって、快適な歩行空間となるプロムナードなどの歩行者動線を計画的に配置し、公園としてのまとまりや回遊性を確保した静かで落ち着いた散策空間の整備を推進します。

5 安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出

緑のオープンスペースによる多様な機能を活用し、防犯やバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に配慮した安全・安心な誰でも利用できる日常生活における憩いの場としての機能を充実するとともに、大規模な公園における防災機能に着目し、地域防災計画等の位置づけを踏まえながら、災害時の避難場所として周辺施設と連携した、防災機能を向上させた公園の整備を推進します。

6 賑わい機能の創出と効率的・効果的な管理運営

充実した緑地・広場の整備や市民利用施設等公共施設の連携活用により、様々な活動・イベントに対応できる場の確保やカフェ等の飲食サービスの場の充実など、高齢者から子どもまで幅広い年齢層が利用しやすい賑わいのある公園空間の整備を推進します。また、都市公園を一層柔軟に使いこなすため、民間活力の導入(施設の設置管理許可制度の活用や公募設置管理制度の導入、公園への一体的な指定管理者制度の導入など)を積極的に進め、賑わい機会を効果的に創出するとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営をめざします。

計画対象地域の整備の進め方

4-2 関連計画・方針の整理

(1) 川崎市環境基本計画（川崎市・令和 3（2021）年）

本市では、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、環境行政の基本指針である「川崎市環境基本計画」に基づき取組を進めているところですが、環境行政を取り巻く状況は、環境・経済・社会の複合的な課題や、気候変動など地球規模の環境の危機的状況に加え、少子高齢化や人口減少等、大きく変化しています。こうした社会状況の変化等に的確に対応し、持続可能なまちづくりを一層推進するため、令和 3（2021）年 2 月に改定しました。

当該計画では、基本方針に基づき取り組む 3 つの柱の一つとして、「環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進」を掲げており、公園については多様な防災機能の向上及び活用について記載しています。また、「都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む」施策として、公園緑地の整備など緑による良好な環境の創出を推進することや、地域特性を踏まえながら生き物の生息・生育空間の保全・創出に向けた取組を推進することを位置づけており、加えて、施策の推進による他分野への効果として、公園の整備や活用を通じ、子育て環境の向上や健康増進にも寄与することへの期待を示しています。

基本方針に基づき取り組む 3 つの柱

環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進

防災・減災対策の推進

- 災害時にも活用できる多様なエネルギー源の創出や、公園や農地等が持つ役割に着目した**多様な防災機能の向上及び活用**、災害廃棄物対策等を推進する。

環境要素ごとに取り組む施策

都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む

施策内容

緑の保全・創出・育成及び活用

- 市民・事業者など多様な主体との協働・連携により、樹林地や農地の保全、公園緑地の整備など、緑の保全・創出・育成の取組を持続的に推進し、**緑による良好な環境の創出**を推進する。

生物多様性の保全

- 生物多様性を保全するため、本市の地域特性を踏まえながら、樹林地や農地などの緑や、多摩川などの水辺などの保全を図り、生物の生息・生育空間の保全・創出に向けた取組を推進する。

施策の推進による他分野への効果

- 緑地の保全や緑化の推進、公園緑地の整備、水辺空間の活用等を推進することは、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和につながります。また、災害時の避難の場や、自然災害の緩和・防止など、防災・減災機能の向上にも寄与することが期待されます。さらに、公園の整備や活用を通じ、**子育て環境の向上や健康増進にも寄与**することが期待されます。

川崎市環境基本計画における主な関連箇所

(2) 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針（川崎市・平成 31（2019）年）

「持続可能な開発目標（SDGs）」の課題は、本市を取り巻く課題と共通するものが多く、本市の持続的な発展を図る上では、本市自らが積極的に SDGs 達成に寄与する取組を進めていく必要があります。そこで、平成 31（2019）年 2 月に SDGs 推進に関する基本的な方針として「川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針」を策定しました。

当該方針の「政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす」の項目では、魅力ある公園緑地等の整備を掲げています。

緑と水の豊かな環境をつくりだす

魅力ある公園緑地等の整備

- 公園や地域の特色を活かした**テーマ性のある公園緑地づくり**の推進
- 周辺のまちづくりと連携**した大規模公園緑地の整備推進
- 予防保全型の維持管理など公園施設の適切な維持管理の推進



川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針における主な関連箇所

※当該計画は、令和3（2021）年8月に川崎市総合計画に統合されました。

(3) かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050（川崎市・令和2（2020）年）

本市では、令和元年東日本台風（台風第19号）において甚大な被害が発生するなど差し迫った課題があり、気候変動の影響を抑えるには令和32（2050）年の二酸化炭素排出実質ゼロの達成が必要となります。そこで、令和32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けて気候変動問題が差し迫った課題であることを市民・事業者と認識を共有し、地球温暖化対策の取組を加速化させ、具体的な取組を実践するために、「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ2050）」を策定しました。

当該戦略における、「その他の取組例」において、「協働の取組による緑の保全・創出・育成及び活用」として公園緑地において推進すべき内容を記載しています。

その他の取組例

協働の取組による緑の保全・創出・育成及び活用

- 緑の基本計画に基づき、市民・事業者など多様な主体との協働・連携により、**緑の保全・創出・育成**の取組を持続的に推進し、**緑による良好な環境の創出**を推進
- 公園緑地の再整備等を契機とし、**脱炭素化に向けたチャレンジ**を促進
- 生物多様性かわさき戦略に基づき、本市の地域特性を踏まえながら、**生物の生息生育空間の保全・創出**に向けた取組を推進



かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050 における主な関連箇所

(4) 川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画（川崎市・令和3（2021）年）

緑化推進重点地区は、都市の顔となる地区として、現在 8 地区を指定しています。これらの地区では、住民・事業者が参加する検討会で検討を行い、計画を策定し、街路樹の植栽や公園の再整備などとともに、民有地緑化の推進や緑化の普及啓発などの事業展開を図っています。

市内に 8 箇所設けている緑化推進重点地区のうち、川崎駅周辺地区については、平成 15（2003）年に緑化推進重点地区計画を策定し、計画に沿って事業を実施してきましたが、当初の計画策定から 15 年以上が経過していることを踏まえ、当該地区におけるみどりの現況を改めて調査・検証し、市民・企業・行政の協働による緑化の更なる推進に向けて、令和 3（2021）年 3 月に計画を改定しました。

当該計画では、3 つの基本方針を定めており、リーディング事業として、4 つの取組を富士見公園に位置づけています。

基本方針

(1) みどりが人と人をつなぎ、多様性を感じられるまちづくり

みどりに関する活動等を通じて、市民、企業、行政が地域や立場を超えて交流し、多様性を感じられるまちづくりを目指します。

(2) みどりが骨格となり、歴史・未来を感じられるまちづくり

歴史ある景観や新しい街並みのみどりの散策路でつなげるなど、みどりを骨格とした歴史・未来を感じられるまちづくりを目指します。

(3) みどりと人がつながり、持続可能な社会形成を実現するまちづくり

みどりが持つ多様な機能を活用し、みどりと人がつながり、持続可能な社会形成を実現するまちづくりを目指します。

リーディング事業

富士見公園の再整備（行政取組）

暑熱対策に寄与するシンボルツリー等の植栽（行政取組）

公園緑地等における多目的なスペースの設置（協働取組）

みどりの拠点となる公園等における美化や樹木の植替え等の推進（協働取組）

川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画における主な関連箇所

(5) 川崎市景観計画（川崎市・平成 30（2018）年）

本市では、平成 6（1994）年に都市景観条例を制定し、景観形成のマスタープランとして平成 19（2007）年に「川崎市景観計画」を策定しました。また、これまでの景観施策を継承しつつも、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成を推進するため、地域の個性を活かす、時代の変化に対応する、質をマネジメントするという 3 つの視点に基づき、平成 30（2018）年 12 月に「川崎市景観計画」を改定しました。

当該計画では、本市の景観の特徴として大規模な公園・緑地を景観形成の重要な要素として位置づけており、また、公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方や、川崎駅周辺地区において目指す景観形成の方向性について記載しています。

大規模な公園・緑地

市内には、自然地形や地域の植生を活かした生田緑地などの自然を楽しむ公園があり、自然の緑を活かした野球場等を整備した富士見公園などの大規模な公園もあります。こうした大規模公園は、市民だけでなく市外からも人が集まりスポーツやレクリエーション活動を日常的に楽しむ姿が見られます。

公共施設の整備における景観形成に関する事項

・市街地の緑化推進と緑地の適切な保全・管理

市街地における緑化の推進を図るため、公共施設では**積極的な緑化**に努めます。

・景観形成の先導的役割を果たす公共建築物の整備

都市景観形成の先導的役割を果たす公共建築物は、**周辺景観との調和に十分配慮した魅力的なデザイン**とするよう努めます。

・公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出

拠点地区等で賑わいの創出が求められる地区においては、公共空間を活用した**多様で魅力的な賑わい景観の創出**に努めていきます。

川崎市景観計画における主な関連箇所

(6) 川崎市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）・川崎区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編・都市災害編）（川崎市防災会議）

本市では、災害対策基本法（昭和 36（1961）年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、地域の防災を定める計画として、震災対策編（令和元（2019）年度修正）、風水害対策編（令和 2（2020）年度修正）、都市災害対策編（平成 26（2014）年度修正）を位置づけています。また、富士見公園の位置する川崎区では、「川崎区地域防災計画」を作成・改訂しており、川崎市地域防災計画と同様に震災対策編、風水害対策編、都市災害対策編を位置づけています。これらの計画において、広域避難場所に富士見公園一帯を指定しており、公園内の施設では、消防機関の活動拠点に川崎富士見球技場及び周辺と富士見球場、津波避難場所に川崎富士見球技場を指定しています。

広域避難場所等の指定

広域避難場所	<p>関連対象地：富士見公園一帯</p> <p>未震災及びその二次災害により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等。</p>
地域防災拠点	<p>関連対象地：富士見中学校</p> <p>市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとします。</p>
消防機関の活動拠点	<p>関連対象地：川崎富士見球技場及び周辺、富士見球場</p> <p>緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次とおり宿営地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置します。なお、消防総合訓練場は、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整えます。</p>
区センター設置	<p>関連候補地：教育文化会館、労働会館</p> <p>(1) 市は、市社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行います。</p> <p>(2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めるときは、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、市社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行います。また、区センターを必要な区に設置します。</p>
津波避難場所	<p>関連対象地：川崎競輪場、川崎富士見球技場、教育文化会館</p> <p>川崎区内にある津波浸水予測区域外の広域避難場所。</p>
遺体安置所	<p>関連対象地：川崎市スポーツ・文化総合センター</p> <p>川崎区の遺体安置所は、次の場所を指定します。なお、必要に応じて、他の施設等を確保します。</p>

川崎市地域防災計画・川崎区地域防災計画における主な関連箇所

(7) かわさき強靱化計画（川崎市・令和 3（2021）年）

今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するために、これまでの取組を確認し検証した上で、本市の健康診断（脆弱性評価）を行い、「かわさき強靱化計画」を策定しました。

当該計画の基本的な考え方の施設分野において、都市・インフラとして「公園・街路」という項目を位置づけている他、第 5 章の「川崎市の健康診断（脆弱性評価）」における 4 つのリスクシナリオにおいて、取り組むべき主な事業の 1 つとして、公園緑地の整備を位置づけています。

計画の基本的な考え方

施設分野

都市・インフラ

密集市街地／公園・街路／帰宅困難者／文化財／仮設住宅／老朽化対策

川崎市の健康診断（脆弱性評価）

リスクシナリオ：1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における**大規模火災**による死傷者の発生

リスクシナリオ：2-2 消防の被災等による**救助・救急活動等**の絶対的不足

リスクシナリオ：3-1 市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下

リスクシナリオ：7-1 地震に伴う市街地の**大規模火災**の発生による死傷者の発生

取り組むべき主な事業：【重点】公園緑地の整備

かわさき強靱化計画における主な関連箇所

(8) 民間活用（川崎版 PPP）推進方針（川崎市・令和 2（2020）年）

市民サービスの提供等における本市が目指す民間活用の考え方や取組の基本的な方針等を整理し、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的に、令和 2（2020）年に民間活用（川崎版 PPP）推進方針を策定しました。

当該方針は、本市の総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を、「民間活用」の視点から推進するための考え方を示すものです。

特に、今後の民間との連携に向けて必要な視点では、「多様な主体との連携による取組推進」、「資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用」を掲げている他、「本市の民間活用にあたっての基本姿勢」では、本市と民間が、「公共」を共に担い、共に創り上げていく方向性を示しています。

今後の民間との連携に向けて必要な視点

「視点①」 多様な主体との連携による取組推進

様々な主体との連携により、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現をめざす

「視点②」 資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用

- 民間ならではの発想・アイデアにより既存施設の多目的化や複合化を図り、市民サービスの向上と財政負担の抑制を実現する
- 民間ならではの発想・アイデアにより公有財産そのものをまちづくりや地域課題の解決等におけるシースとして利活用する

本市の民間活用にあたっての基本姿勢

- 民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、“効率的・効果的な市民サービスの提供”と“そのサービスの質の向上の実現”につなげる。
- 本市が率先して民間をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識し、本市と民間が、「公共」を共に担い、共に創り上げていく。

民間活用（川崎版 P P P）推進方針における主な関連箇所

(9) パークマネジメント推進方針（川崎市・令和 3（2021）年）

本市では、あらゆる主体がそれぞれの強みを活かして効果的に連携しながら、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営の仕組みの構築に向けて取り組んでいくことで、公園緑地の持つポテンシャルや多機能性を引き出し、公園緑地の新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図るため、令和 3（2021）年 3 月に「パークマネジメント推進方針」を策定しました。

当該方針では、富士見公園など大規模公園の「包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用」や、「運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上」について定めています。

包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用

公園緑地及び公園緑地内施設の一体的な管理運営手法の導入

大規模公園緑地（富士見公園、等々力緑地など）において、公園緑地及び公園緑地内の複数の施設（運動、教養、文化施設など）の一体的な管理運営手法の導入により、公園緑地及び各施設の連携強化による管理運営の効率化を進めます。

運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上

運動・便益施設等の公園緑地面積に対する建築面積の基準緩和

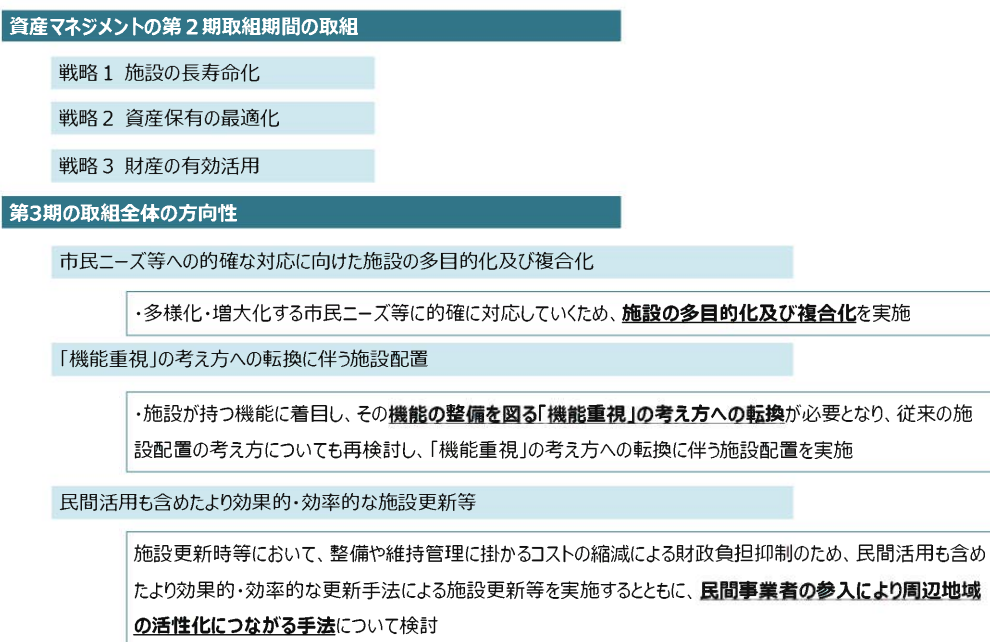
公園緑地の機能や魅力の向上に向けて、大規模公園（富士見公園、等々力緑地など）などの再整備において、公園緑地の立地特性や特色等を踏まえて、便益施設等の設置による収益性の確保・向上とその収益の公園緑地への還元による財政負担の軽減を図るため、必要に応じて条例改正等、公園施設として設けられる建築物（運動、便益施設など）の建築面積の基準緩和を検討します。

パークマネジメント推進方針における主な関連箇所

(10) 資産マネジメント第3期実施方針の方向性（川崎市・令和3（2021）年）

「かわさき資産マネジメントカルテ」では、現在の第2期（平成26（2014）年度から令和3（2021）年度）は、「戦略1 施設の長寿命化」の重点的取組期間としていますが、今後の人口減少への転換、厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に踏まえると、資産保有の最適化への重点的な取組が必要であることから、第2期取組期間における取組の検証も踏まえ、第3期実施方針の方向性を策定しました。

当該実施方針の方向性では、「市民ニーズ等への的確な対応に向けた施設の多目的化及び複合化」や、「機能重視の考え方への転換に伴う施設配置」、「民間活用も含めたより効果的・効率的な施設更新等」を掲げています。



資産マネジメント第3期実施方針の方向性における主な関連箇所

(11) これからのコミュニティ施策の基本的考え方（川崎市・平成31（2019）年）

本市では、平成28（2016）年度に設置した「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」から、参加と協働による地域課題の解決の「新たなしくみ」が必要とする提言を受け、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」について、平成29（2017）年度から2年間かけて検討し、平成31（2019）年3月に策定しました。

当該考え方では、『「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成』を基本理念とした上で、次の図に示す3つの「今後の方向性」を示しています。

基本理念「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成

市民自治と多様な価値観を前提とし、様々な主体の出会いとその相互作用によって、新たな価値を生み出しながら変化を促し、地域の課題をしなやかに乗り越え、その具体的な解決を導く「市民創発」へのパラダイムシフトにより**多様なつながり（ソーシャルキャピタル）や居場所を創出**しつつ、幸福度が高く、誰もが認められる**社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティ**を目指すという将来像を「希望のシナリオ」として掲げ、その実現に向け、総合的に施策を展開していきます。

今後の方向性

多様な市民や組織の連携によるコミュニティ形成や豊かな市民社会に向けた環境づくり

循環プロセスを通じて人々の組織の間の信頼が育まれることにより、誰もがその存在と尊厳が認められ、社会的包摂の進んだ、市民創発型の豊かな市民社会に向けた環境づくりを行っています。

超高齢社会に対応する地域コミュニティとその後を見据えた取組の展開

日常生活を不便なく営み、孤独にならないよう趣味やボランティア活動等の社会的居場所があり、健康的に歩いて暮らせ、介護が必要になっても住み続けられることに加え、ケアに携わる側から見た課題等に対応できるコミュニティづくりを地域包括ケアシステム構築に向けた取組と一体的に推進します。さらには、子育てや環境・防災面での課題等を地域で解決する取り組みを推進します。

川崎の地域固有の資源の発掘と再評価、活用策の推進

様々な地域固有の資源を発掘し、その再評価と地域診断の作業を進めるとともに、公共施設などに関する考え方の再整理も行いつつ、地区カルテとしての整理、情報共有を進めます。

これからのコミュニティ施策の基本的考え方における主な関連箇所

(12) スポーツ・文化複合施設基本計画（川崎市・平成 23（2011）年）

スポーツ・文化総合センターの整備に先立って、富士見周辺地区整備と連携しながら、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図ることを目的として、富士見周辺地区に建設するスポーツ・文化総合センターを整備するために策定しました。

当該計画では、施設整備の課題として、「富士見公園の再生への寄与」を取り上げており、こうした課題解決の方向性として、「富士見公園の魅力を高め、最大限に活かすために、周辺市民利用施設や川崎区役所等の再編整備の取組を踏まえた施設整備」を掲げています。

なお、スポーツ・文化総合センターは、当該計画に基づき、PFI 方式により、平成 29（2017）年 6 月に建設され、同年 10 月に開館し、現在もスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として富士見公園の再生に寄与しています。

施設整備の課題

富士見公園の再生への寄与

- スポーツ・文化複合施設の整備に当たっては、市民の利便性の向上や安全性の確保に努めるとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能を強化することにより、都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生に寄与することが求められています。

課題解決の方向性

富士見公園の魅力を高め、最大限に活かすために、周辺市民利用施設や川崎区役所等の再編整備の取組を踏まえた施設整備を図ります。

- 富士見公園の玄関口にふさわしい景観形成を行い、富士見公園の一体性や**周辺の施設・緑地・広場との連携や回遊性に配慮した施設**とします。
- 富士見公園内に立地する公園施設として、日影等に配慮するなど**周辺環境との調和**を図ります。

スポーツ・文化複合施設基本計画における主な関連箇所

(13) 川崎競輪場再整備基本計画（川崎市・平成 22（2010）年）

本市では、「富士見周辺地区整備基本計画」及び「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方(改訂版)」の内容を踏まえ、川崎競輪場の再整備の基本的な考え方を示し、計画的な整備を推進することにより、今後も競輪事業の役割である地域社会及び本市財政への貢献を引き続き行い、かつ、富士見周辺地区の再生に寄与するため、パブリックコメント手続を通して市民や関係団体等の方々から幅広く意見を伺った結果を反映し、平成 22（2010）年に「川崎競輪場再整備基本計画」を策定しました。

当該計画では、「公園との一体感を感じられる空間づくり」のために、5 つの内容を定めています。

なお、当該計画に基づき、平成 25（2013）年度に西スタンド、屋外ステージ、選手管理棟の整備、平成 30（2018）年度に新入場門棟及び外構を整備し、第 1 段階のコンパクト化を完了しています。その後、令和 2（2020）年度までにメインスタンド 3 階内装改修とバックスタンドの改修、自転車ケース置場の建築を行いました。

競輪場再整備(第1段階のコンパクト化)の基本方針

公園との一体感を感じられる空間づくり

- ① **公園と調和した市民が入りやすい環境づくり**
- ② 市民と競輪ファンが楽しめる施設づくり
- ③ 市民開放・市民利用の推進
- ④ スポーツ・健康増進エリアとしての施設づくり
- ⑤ **公園の防災機能充実に向けた貢献**

川崎競輪場再整備基本計画における主な関連箇所

(14) 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画（川崎市・令和 3（2021）年）

川崎市教育文化会館の老朽化等のため、川崎市立労働会館を改修して、教育文化会館を労働会館内に移転させる取組を進めています。

平成 31（2019）年 3 月に「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」を、令和 3（2021）年 1 月には、「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定し、令和 6（2024）年度中に新しい施設の供用を開始する予定となっています。

当該計画では、富士見公園に隣接する立地特性を踏まえた緑化や木質化を推進することにより、公園のみどりと共生することができる施設整備を目指すこととしています。

基本構想策定後の社会状況の変化等を踏まえた課題の整理

富士見公園再編整備との連携

公園との調和を図りながら、**公園との連続性や一体感を持たせた施設**となるよう検討します。

施設整備の考え方

●再編整備後の施設では、誰もが安全・安心で気軽に出入りでき、色々な居場所があって、使う人によって使い方が変わるだけでなく、建物の内外で木とのつながり等を感じさせ、**環境や富士見公園のみどりとの共生**を図るために、「木のうろ」のような施設となることをイメージして施設整備を行います。

施設整備方針

環境や公園のみどりと共生する

富士見公園に隣接する立地特性を踏まえた緑化や木質化を推進することにより、環境や公園のみどりと共生することができる施設整備を目指します。

諸室の配置計画

施設間の区分を感じさせないづくり

両施設の機能の相乗効果を最大限発揮するために、諸室の兼用を可能とする計画と併せて、富士見公園との連続性に配慮し、明確な区分を感じさせないゾーニングとすることにより、無意識に相互の利用者同士の交流が生まれる、**施設間の区分を感じさせないづくり**とします。

内外の境界を感じさせないづくり

富士見公園に隣接する立地性を生かすために、開口部を多く設け、施設内部でも公園を感じられるような工夫等により、外部空間を内部に取り入れる、内外の境界を感じさせないづくりとします。

川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画における主な関連箇所

(15) 若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画（川崎市・令和元（2019）年）

本市では、川崎らしい地域資源である若者文化の発信により、本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」を目指すことを掲げ、東京 2020 大会を契機に、大きな可能性を秘めた若者による文化を活用し、本市の「若い人が多い」、「若者による文化が盛んである」という特徴を活かした持続可能なまちづくりに向けた取組を進めています。

本市の特徴を活かした持続可能なまちづくりに向けた取組の方向性を明らかにするために、平成 30（2018）年 10 月に「若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針」を策定するとともに、ハード面における具体的なコンテンツやニーズ調査等を踏まえた環境整備、ソフト面における取組の方向性、スケジュール等について定めるため、令和元（2019）年 11 月に「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画」を策定しました。

当該計画では、若者文化を構成するコンテンツとして 8 種類のストリートカルチャーやエクストリームスポーツを抽出するとともに、環境整備におけるコンセプトを「行き交う日常と非日常」とし、5 つの「若い世代が集い賑わうまち」のイメージを示しています。

若者文化を構成するコンテンツ等

コンテンツの種類

「本市で盛んであるストリートカルチャーやエクストリームスポーツ（＝若者文化）」であることを前提に、「①現に「オリンピック（コースを含む）種目」であるか採用をめざしている種目であること、②市民の間で環境整備に関する一定のニーズがあること等」を基本として、本計画における若者文化を構成するコンテンツを下記のとおりとします。

スケートボード / BMX / インラインスケート / プレイキン、ヒップホップダンス / ダブルダッチ / スポーツクライミング / バスケットボール3by3 / バルクール

環境整備におけるコンセプト「行き交う日常と非日常」

「若い世代が集い賑わうまち」のイメージ

1. 市内のいたるところで、**エクストリームスポーツやストリートカルチャーに興じている子どもや若者がいる風景**が見られ、生活のなかに溶け込んでいる。 → 日常のシーン
2. ワールドクラスの上級者でも楽しめるレベルの施設があり、週末には関東一円から集まった若者や家族連れで賑わっている。 → 非日常のシーン
3. 上記の施設で活躍するような地域人材を核にした**若者文化に関するたて・よこ・ななめのコミュニティ**ができ、常に**相互連携**が図られている。 → 日常のシーン
4. 世界レベルの大会からローカルな大会まで毎月のように市内で開催され、まちが賑わっている。 → 非日常のシーン
5. これらの結果、川崎に移住・定住する若者が増えるとともに、**若者文化を通じて、次世代を担う子ども・若者の健やかな成長**や、多様性を尊重する価値観の理解向上、健康づくりなどが行われている。 → 日常のシーン

若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画における主な関連箇所

5 社会状況の変化等

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

① 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）（国土交通省・令和 2（2020）年）

国において、新型コロナウイルス感染症の危機を踏まえ、今後の都市のあり方にどのような変化が起こるのか、今後の都市政策はどうあるべきかについて、様々な分野の有識者へのヒアリングが実施されており、論点整理が行われています。また、オープンスペースの今後のあり方と政策の方向性については、以下の 3 つの視点からまとめられています。

緑とオープンスペースの重要性の再認識

- ・新型コロナ危機を受けて、公園、広場などの屋外空間に対するニーズの高まりに答える必要があります
- ・オープンスペースの利用形態の多様化に対応する必要があります
- ・新たな生活様式を实践した上でイベントを開催する必要があります

多様なストック効果をより高める公園利用

- ・水辺や広場と一体となった飲食・物販店等を官民連携により整備することや水辺と**広場を活用したイベントを実施することで賑わいを創出**することが求められています

デジタル技術を活用した都市サービスの提供

- ・**公園内外のアクセスの改善**に向けて、無人バスやMaaSの取組の導入可能性について検討していく必要があります

新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）における主な関連箇所

② ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきか（デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会・令和 3（2021）年）

国では、新型コロナウイルス感染症の危機により、都市における「働き方」や「暮らし方」に内在していた無理・ひずみが顕在化・先鋭化し、都市政策による対応が求められていることから、「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」を設置し、ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきかについて検討が進められています。

当該検討会において、新型コロナウイルス感染症の危機を契機に生じた変化や、今後の都市政策のあり方についてまとめた「中間とりまとめ報告書」が令和 3（2021）年 2 月に出されています。

都市をめぐる新たな社会動向と都市政策上の課題

新型コロナ危機を契機に生じた変化

- 自宅や自宅周辺で過ごす時間の増加に伴い、公園などの憩いの場や、**自転車や徒歩で回遊できる空間**へのニーズが高まっている。特に、公園などの屋外空間は、**過密を避けながら様々な活動を行うことができる場**として利用ニーズが高まっている。
- 例えば、オープンカフェやテイクアウト販売の場所として公園等を活用する事例のほか、仕事やフィットネスなどこれまで屋内で行われていた活動を屋外のオープンスペースで行う事例が見られるようになっている。
- さらに、どこでも働ける環境が整ってきたことで、二地域居住やワーケーションなど自然環境等を重視した複数拠点での生活に対する関心も高まっている。

今後の都市政策のあり方

都市の特性に応じたまちづくり

- 大都市では、クリエイティブな人材等を惹きつける環境の整備、多様な主体が交わりイノベーションを生み出すコミュニティハブの形成、昼間だけでなく夜間も含めた文化・芸術などリアルな場ならではの価値の充実などを図る必要がある。
- 様々な背景を持つ人々の多様性（ダイバーシティ）を受け入れるインクルーシブな都市として**皆が居心地の良さを感じられる空間**とするとともに、都市機能の高度化を徹底的に追及した拠点を形成する必要がある。
- 新たなビジネスやイノベーションを生み出すエンジンとしての役割を果たすとともに、今後のニューノーマルと“Back to Normal”の最適点を見出していくためにも、「都心の実験区」としての機能を持つことが求められる。

ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきか

—都市アセットの最大限の利活用による人間中心・市民目線、機動的なまちづくりへ— における主な関連箇所

(2) グリーンインフラ[※]の推進 — グリーンインフラ推進戦略（国土交通省・令和元（2019）年）

国において、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、一部の先進事例にとどまっていたグリーンインフラの取組を普及・促進するため、令和元（2019）年12月に有識者からなる「グリーンインフラ懇談会」が開催され、方向性を具体化した「グリーンインフラ推進戦略」のとりまとめが行われました。

当該戦略では、グリーンインフラの特徴と意義として、「機能の多様性」、「多様な主体の参画」、「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」又は「育てる」インフラ）」が取り上げられています。

※**グリーンインフラ**：土地利用において、自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めるという考え方です。

グリーンインフラの特徴と意義

機能の多様性	<p>グリーンインフラを構成する自然環境は、生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制、良好な景観形成、農作物の生産、土壌の創出・保全など、多様な機能を有する。</p> <p>グリーンインフラは、緑地や水辺の維持管理や農作業の体験、環境教育、各種イベント、レクリエーション、健康増進など多様な活動が行われる場となるほか、農業など自然環境をいかした産業と観光が連携して地域のブランディング力を高める取組等も期待される。</p> <p>グリーンインフラの有する多様な機能は、個別の施設にとどまらず、多様な主体が連携してエリア全体の資源や空間をいかすことにより、より効果的、多面的に機能を発揮することが期待される。</p>
多様な主体の参画	<p>成熟社会における人々の価値観の多様化ともあいまって、地域住民やNPO 等多様な主体が社会資本の整備、維持管理や自然環境の保全等の活動に参画する機運が高まっており、このような活動を通じて、グリーンインフラを基盤として新たなコミュニティやソーシャルキャピタルが形成されることが期待される。さらに、外出機会や体を動かす機会の創出による心身の健康の増進も期待される。</p> <p>なお、多様な主体が参画して、各々の動機に基づく様々な活動が展開されるからこそ、環境の変化に合わせてグリーンインフラが持続的に多様な効果を発揮することができるよう、各主体が適切に連携・役割分担しつつ、適切なマネジメントを行うことが必要である。</p>
時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」又は「育てる」インフラ）	<p>グリーンインフラの機能は、植物や樹木の生育、水辺地の形成など、時間の経過とともに変化するという特徴があり、利用方法の変化等により新たな機能が発現することもある。</p> <p>多様な主体が参画してグリーンインフラとして持続可能な維持管理がなされることが望まれる。</p> <p>グリーンインフラの維持管理に際しては、時間の経過とともに発揮される機能を随時モニタリング・検証しながら、地域住民等の多様な参画主体の合意を形成しつつ、自然環境が有する不確実性を踏まえた順応的な維持管理を行うことが重要である。</p>

グリーンインフラ推進戦略における主な関連箇所

(3) 都市公園のストック効果の向上 — 都市公園のストック効果向上に向けた手引き（国土交通省都市局公園緑地・景観課・平成 28（2016）年）

国では、人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等について検討するため、平成 26（2014）年 11 月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」が開催され、都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性をとりまとめ、平成 28（2016）年 5 月に公表されています。

その後、幅広い国民生活や社会経済生活を支えていくためには、社会資本整備がその本来の役割であるストック効果を最大限発揮していくことが求められていることから、都市公園のストック効果を地域の特性等に応じて最大限発揮していくための「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」が公表されています。

当該手引では、都市公園のストック効果として 9 つの効果が示されており、都市公園のストック効果を高めるための工夫として 3 つの視点が取り上げられています。

都市公園のストック効果

①防災性向上効果	災害発生時の避難地、防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる効果
②環境維持・改善効果	生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果
③健康・レクリエーション空間提供効果	健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
④景観形成効果	季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果
⑤文化伝承効果	地域の文化を伝承、発信する効果
⑥子育て、教育効果	子どもの健全な育成の場を提供する効果
⑦コミュニティ形成効果	地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果
⑧観光振興効果	観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
⑨経済活性化効果	企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

都市公園のストック効果を高めるための工夫

工夫①：戦略的なマネジメント	都市公園をその特性に応じて使いこなす、戦略的なマネジメントによってポテンシャルを発揮できる。
工夫②：様々な主体や施設との連携	他の施設等と連携した利活用を促すことで、相乗効果によりストック効果が高まる可能性がある。
工夫③：ストックの再編	時代やニーズが変われば、都市公園もそれに応じ変わることが必要である。

都市公園のストック効果向上に向けた手引きにおける主な関連箇所

(4) 2024 全国都市緑化かわさきフェア 基本構想 ～ Green For All ! ～ (川崎市・令和 3 (2021) 年)

本市では、都市における新たな緑の価値の創造と、多様な主体による緑の都市づくりを目指していくため、市制 100 周年を迎える令和 6 (2024) 年度の全国都市緑化フェアの開催誘致に向けて取り組んでおり、令和 3 (2021) 年に「全国都市緑化かわさきフェア基本構想」を策定しました。

当該構想では、「川崎だからできること」として、3 つの項目を提示し、さらにフェアが目指す基本的な考え方として 3 点を取り上げています。

川崎だからできること

多様性は可能性

多様性に富んだ魅力と常に変化を受け入れる寛容さを持つ川崎だから**新たな文化を生み出す**ことができる

豊かな環境をつくる

みんなで環境問題に取り組んできた川崎だからさらに**豊かな環境をつくる**ことができる

新たなライフスタイル

利便性の高さゆえに人のつながりや自然環境を大事にしてきた川崎だから**新たなライフスタイルを生む**ことができる

かわさきフェアが目指すもの (基本的な考え方)

基本的な考え方①

かわさきフェアは、「みどりが持つ力を、未来の川崎に向けて、みんなが暮らしの中で上手に活用する取組」を推進します。

基本的な考え方②

川崎の多様な人・暮らし・みどりを結びつけることで、フェア終了後も続く「みどりのムーブメント」を推進します。

基本的な考え方③

かわさきフェアのレガシーとなる地域愛を持った市民が、次の 100 年に向けて、川崎らしくより豊かな環境をつないでいきます。

2024 全国都市緑化かわさきフェア 基本構想における主な関連箇所